

立教給第 2379 号

令和 6 年 1 月 18 日

立川市学校給食運営審議会

会長 殿

立川市教育委員会

教育長 栗原 寛



1 諮問

学校給食費の改定について

2 趣旨

本市の学校給食事業は、学校給食東共同調理場の新設に伴い、令和 5 年度 2 学期より、全ての小・中学校において共同調理場方式で運営しています。実施運営にあたっては、学校給食法の定めにより施設、設備、運営等に要する経費は市が負担し、食材料の購入に要する経費は学校給食費として保護者が負担しております。

学校給食は、児童・生徒の心身の健全な発達のため、安全・安心で栄養バランスのとれた食事を提供することにより、健康の保持増進を図るとともに、正しい食習慣の形成、好ましい人間関係の育成等「食育」の分野も担い、教育活動の一環として実施しております。

本市の学校給食費は、小学校給食費においては、平成 28 年 10 月の改定以来、見積み合わせによる価格競争や献立面での工夫等により、金額を据え置いてきました。また、中学校給食においては、令和 5 年度 2 学期からの共同調理場方式への移行に伴い、令和 3 年度に学校給食運営審議会から答申を受けた金額を給食費としております。

しかし、近年における急激な物価高騰により、国内産・無添加を食材料の原則としている本市の学校給食は、その運営が非常に厳しい状況になっております。このため、令和 4 年 6 月分からは、給食内容の質の維持とともに保護者の負担軽減を図るため、市の一般財源や国の交付金を活用した学校給食費の補助等の支援も実施しております。

また、本市の学校給食は、食の安全確保と食育推進を考慮し、学校給食に使用する食材料に地場産物を優先するなどして地産地消に努めており、今後もこれを推進していきたいと考えております。

つきましては、立川市の将来を担う小・中学生に対し、安全・安心で栄養バランスのとれた給食水準を維持するため、学校給食費の改定について諮問いたします。